

# 中国地区シニアテニス連盟規約規約

平成7年6月1日施行

(名称・事務所)

第1条 本会は、中国シニアテニス連盟と称し、事務所を代表者の自宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、テニスを介して会員各自が、相互の親睦と健康増進を図り、シニアテニスの普及発展に努めることを目的とする。

(会員・組織)

第3条 会員は、前条の目的に賛同する60才以上の男子並びに50才以上の女子で、日本シニアテニス連盟に登録 加盟し、且つ、中国各県連盟に加盟した者で組織する。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う

- (1) 会員のためのテニス大会やイベントの企画、開催及び運営支援にかかわる事業
- (2) シニアテニスの普及、振興にかかわる事業
- (3) テニスを通じ、地域及び国際間の親睦を深める事業
- (4) その他会員の活動に貢献する事業

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く

代表者	1名
副代表者	2名
理事	若干名 (各県連会長、およびその他必要に応じ選任)
幹事(会計)	1名
会計監査	1名

(役員を選出・選任と任務)

第6条 代表者は、理事会において選任し、本会を代表し会務を統括する。代表者は、必要に応じて、役員を選任し委託する。副代表者は、代表者が理事から選任し代表を補佐する。理事は、本連盟の事業を審議し執行する。幹事(会計)は、本会の会計事務を管掌する。会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、その任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(会議)

第8条 本会の会議は総会とし、年1回開催するものとする。その他、代表者が必要と認めるときは、臨時理事総会を開催することができる。

2. 総会は役員をもって構成し、予算、決算、規約の改廃、その他の主要事項を協議、議決する。

(会計)

第9条 本会会費は、下記のものをもって当てるものとする。

- 1 年会費

- 2 助成金
- 3 寄附金
- 4 その他

ただし、90才以上の会員については年会費を免除するものとする。

- 2. 本会の会計年度（業務年度）は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本規約は、平成7年6月1日より施行する。

本規約は、平成17年4月1日より改正施行する。

本規約は、平成23年4月1日より改正施行する。

本規約は、平成28年4月1日より改正施行する。

本規約を施行するため、別に細則を定めることができる。

細 則 年会費は各県連盟会員一人当たり200円とする。